

(写)

8 消 安 第 2437 号
令和 8 年 7 月 13 日

別記 1（都道府県家畜衛生主務部長） 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

韓国におけるランピースキン病の発生について

ランピースキン病については、本年 7 月 1 日付けで家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 20 号）が施行され、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定される家畜伝染病に位置付けられたところです。

このような中、今般、韓国当局から、全北特別自治道淳昌郡の肉牛農場（韓牛、8 頭飼養）において、本病の発生が確認された旨の公表がありました。同国における本病の発生は、2024 年 12 月以来、約 1 年 7 か月ぶりとなります。同国では、今回の発生を受けて、発生農場における移動制限、発生農場の所在する地域でのワクチン接種等の措置を講じるとともに、全国の農場における媒介昆虫対策を強化することとしています。

我が国における本病の防疫対策は、法及び「ランピースキン病防疫対策要領」（令和 6 年 1 月 23 日付け 5 消安第 6169 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策要領」という。）に基づき、本病を発症した牛等（飼養されている牛及び水牛をいう。）の早期発見、隔離、移動の制限、殺処分、ワクチン接種等の総合的な防疫対策によって、本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、本病を清浄化することを目的として実施することとしています。

本病の我が国への侵入経路として近隣諸国からの媒介昆虫等を介した侵入が考えられますが、韓国での本病発生により我が国への侵入リスクが高まっている状況にあることを踏まえ、改めて家畜所有者等の畜産関係者に対し、本病の特徴的な臨床症状を周知し、防疫対策要領に基づく媒介昆虫対策、注射針等の交換又は消毒、飼養家畜の健康観察、異状を認めた場合の早期通報等について注意喚起及び御指導いただくとともに、発生に備えたまん延防止対策の体制整備に万全を期すようお願いします。

なお、農林水産省においては、空港・港湾関係者等と連携して水際対策の一層の徹底を図るとともに、畜産関係団体に注意喚起を要請していることを申し添えます。

(写)

別記 1

北海道農政部長
青森県農林水産部長
岩手県農林水産部長
宮城県農政部長
秋田県農林水産部長
山形県農林水産部長
福島県農林水産部長
茨城県農林水産部長
栃木県農政部長
群馬県農政部長
埼玉県農林部長
千葉県農林水産部長
東京都産業労働局長
神奈川県環境農政局長
新潟県農林水産部長
富山県農林水産部長
石川県農林水産部長
福井県農林水産部長
山梨県農政部長
長野県農政部長
岐阜県農政部長
静岡県経済産業部長
愛知県農業水産局長
三重県農林水産部長
滋賀県農政水産部長
京都府農林水産部長
大阪府環境農林水産部長
兵庫県農林水産部長
奈良県食農部長
和歌山県農林水産部長
鳥取県農林水産部長
島根県農林水産部長
岡山県農林水産部長
広島県農林水産局長
山口県農林水産部長
徳島県農林水産部長

(写)

香川県農政水産部長
愛媛県農林水産部長
高知県農業振興部長
福岡県農林水産部長
佐賀県農林水産部長
長崎県農林部長
熊本県農林水産部長
大分県農林水産部長
宮崎県農政水産部長
鹿児島県農政部長
沖縄県農林水産部長